

広報 利尻

人口と世帯数

世帯数	1.581
人口	7.673
男	3.882
女	3.791

昭和46年2月28日現在
(住民基本台帳登録人口)

昭和46年4月10日発行

発行者 利尻町役場

No. 29号



とじて保存しましょう。いつか役に立ちます

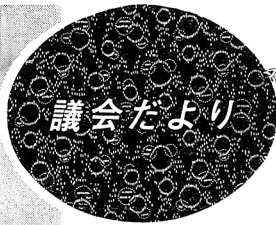
3月20日、今日は沓形保育所の卒園式、70名の卒園児が僕達と遊んでくれた先生、給食を作ってくれたおばさん、小さな友達さようなら……小学校に行ったら、身体の丈夫な強い子になりますと黄色い声をはりあげお別れの詞を述べた。

利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。

4

昭和46年



新年度町政執行方針を表明する小田桐町長

《定例第1回》
《会期7日間》

本年度の行政執行方針要旨

ことし第一回の定例町議会は、三月十日招集され、同日午前十時から本会議を開き、会期を一週間と決定したあと、町長の新年度に対する町政執行方針、続いて教育長より教育行政執行方針の表明があり、新年度予算案など予算案八件、関連条例案十六件を含めて、案件三十一件を審議しいずれも原案どおり可決、最終日に一般質問を行ない、三月十五日閉会しました。

広域市町村圏を設定

＝ 地理的条件を克服して 調和のある町づくりを ＝

小田桐町長の新年度に対する町政執行方針の要点は、次のとおりです。

第一 総務・文教・厚生関係

国が提唱している市町村広域圏の設定を早期に実現し、併せて第三期北海道総合開発計画の骨子である、広域生活圏をつくるなどの、国、道の計画に合せながらも、我が町の自主的長期ビジョンをたて、住民に夢と希望をもたせるような、町づくりを進めたい。

過疎化は容易に安定しないが、郷土に残って地場産業を守り、町づくりに協力する人たちのために、よりよき環境づくりをし、健全娯楽や、休養のための施設を設け、公害のない豊かな自然環境を保持すると共に、衆知をあつめ、不利な地理的条件を克服して、わが町の繁栄に全力をつくしたい。

新年度の予算編成にあたっては、概ね骨格予算としたが、前年度からの継続事業と、新規のうち、早期に着手しなければならぬものは、これを計上した。その他の事業については特定財源の確保をもって補正したい。消費的経費については極力節減をはかり、財政の健全化を期し赤字団体への転落は極力さけたい。

有線放送事業については昭和四十六年十一月に電波管理局の認可期日満了となるので、その時点で一応これを廃止する。

腐朽度が高い杵形中学校の前面校舎を改築する。

工事費 五八、二九千円

総合研修センターの第二期工事を施工し、これを完成したい。

工事費 二一、一四四千円

し尿、ゴミ処理については、昨年度にひきつづき、隣町との広域処理化を促進していきたい。

住民の健康に直接関係ある飲料水の問題を解決するため、簡易水道を布設する。杵形地区を二ヶ年継続で行なう。

工事費 本年度六〇、〇〇千円

第二 産業・経済関係

水産業の振興については、第二次構造改善事業として、利礼地域は指定を受けているので、町の産業振興計画もこれにあわせて変更したい。又、食生活の改善変化と水産物の需要増加に伴って中・高級魚と高次加工品が要請されているので、これを指導していきたい。

育てる漁業への移行、特にコンブ、アワビの放流、マスのふ化事業も推進したい。その他、漁場の改良造成、電気乾燥機の普及奨励、水産加工の振興、魚価安定対策、海難防止施設の整備、とど駆除、カラス駆除、後継者の育成、企業としての経営指導など、昨年、企業として行なってきた。今年、農畜産業の振興については、酪農基盤の整備(草地管理機械導入・草地造成十ヘクタール・牛舎の新築、増築・肉牛飼育の奨励・ビニールハウスの奨励・農畜産振資

金の利子補給・経営の技術指導)を推進したい。

林業については、町有林の維持管理・町有林の造成八ヘクタール・民有林の拡大造林二ヘクタール。林道については併用林道政治線一二〇メートル。経営林道景町線開設七〇メートル。

治山・風防林については、スサンドマリ沢復旧、大空沢復旧、久連崩壊地復旧、久連雪崩防止、栄浜防風林、蘭泊久連地区雪崩対策事業などを施工したい。

中小商工業の振興については、物価対策、観光みやげ品の開発、廃鶏処理対策、振興資金の貸付ワタの拡大と利子補給、定温倉庫の建設などを行ないたい。

観光産業の振興については、フェリー岩壁の築設、観光客の収容宿泊施設の誘致、観光案内所の設置、浮島まつりと郷土芸能など観光受入体制を確立したい。

第三 建設・土木関係

◎港湾、漁港等基幹産業の基盤整備を、促進する。

昭和四十六年度の各港の工事費内示額又は要求額

杵形港 一四〇、〇〇〇千円

仙法志漁港 一〇四、〇〇〇千円

新湊漁港 八二、〇〇〇千円

蘭泊漁港 二一、〇〇〇千円

御崎漁港 一三、〇〇〇千円 (関連道)

◎道路

道々利尻島線の整備については道路の改良として

蘭泊久連間九二〇メートル 七〇、〇〇〇千円

舗装は、蘭泊地区一、〇〇〇メートル 一四、〇〇〇千円。神居

総額 六億七千九百五十六万円

あらたに簡易水道特別会計設置

地区三四〇メートル 四、九七〇千円。他に神磯海岸災害一一五メートル 九、〇〇〇千円 政治海岸保全六〇メートル 六、〇〇〇千円

町道の補修は、仙法志鬼脇線九〇〇メートル 三〇、〇〇〇千円 利尻登山車道線 一五〇〇メートル 一〇、〇〇〇千円

又、消防体制の確立強化、交通安全対策にも鋭意努力したい。その他、千トンプレリー就航、三角航路の改善なども推進するつもりである。

以上のように新年度町政執行を担当する姿勢としては、厳正中立 公平無私をもって事に処してまいりたいとの表明があった。

その後、小島教育長の新年度教育行政執行方針の表明があり、その大要は次のとおりです。

学校教育関係

- (1) 町民の期待にこたえる教育を推進していくため、全町的な視野に立って、学校教育にたつさわりの者が共通に努力すべき重点事項を昭和四十四年度に明示し、実践に努力してきたが、本年度はこれまで重点の具体的な実践成果を確かめ、問題点を明らかにし、その実践をいっそう深化、充実することを期待している。
- ▼昭和四十六年度学校教育指導の重点
 - (1) 教育の基盤となる望ましい人間関係を確立する。
 - (2) 教職員の自主的な研修を推進する。
 - (3) 児童生徒の自発的な学習態度を育成する。

- ▼学校教育のための施設整備は、杵形中学校危険校舎の改築 未整備校舎（仙中・仙小・久連小中）の年度別整備計画、具体的には、危険校舎としての耐力度検査。統合についての調査、検討を行なう。
- (3) 教職員住宅の整備、グラウンドの整備、学校給食についての検討

- (1) 学校教育についての町民との話し合い。連絡を密にする。
- (2) 教育行政懇談会を定期的に行なう。
- (3) PTAとの連絡懇談を行なう。
- (4) 社会教育諸団体、教育関係者との話し合いをする。
- (5) 出稼留守家庭との連絡を密にする。

社会教育関係

- 昭和四十四年度本町七十年記念に制定された町民憲章をより深く理解し、明るく、住みよい豊かな郷土をつくり上げて行く、住民活動を育てると共に、青少年教育、家庭教育、社会体育等各分野に亘る指導体制の強化をはかり、生涯教育の観点に立った社会教育を推進したい。
 - ▼昭和四十六年度社会教育指導の重点
 - (1) 自主性を育てる青少年教育の振興。
 - (2) 豊かな生活を築く成人教育の振興。
 - (3) たくましい体力をつくるスポーツの振興。
 - (4) 生活にねざした文化の振興
- 社会教育のための施設整備としては、総合研修センターを開設するほか年席別に計画を立てたい。

新年度予算決まる

昭和四十六年度の、本町各会計予算及び昭和四十五年度の、各会計補正予算は、三月十一日から三日間慎重審議され、原案どおり可決されました。新年度の予算は各会計とも前年度予算に比し大巾に伸び、簡易水道特別会計の設置もあり、総額において二億一千五百五十万円の増額、率において四五％という大きな上げ巾となりました。

▼昭和四十六年度利尻町一般会計予算
昭和四十六年度一般会計予算は、三億七千九百八十万円で、前年度に比較し一億二千四百六十三万円、率に見ると四九％の伸びをみました。伸びの主な理由は杵形中学校の改築工事費、総合研修センター第二期工事費、簡易水道布設工事費、産業関係諸工事費などが計上されたほか、給与改訂額の平年度化などのためです。

これは国庫支出金の伸びと、前年度予算よりの繰越金が主な要因です。

▼昭和四十六年度利尻町国保施設事業会計予算
昭和四十六年度の業務予定量は、年間入院患者一万二千五百人、外来患者五万五千五百人で、この会計は、財政再建計画の第六年目をむかえますが、新年度もまた苦しい経営になるようです。

▼昭和四十六年度利尻町砕石事業会計
昭和四十六年度の経営予定量は生産量で三万六千立方米、販売量で三万四千立方米と立方米とし、この会計の経営は、ようやく安定の度を加えてきました。

▼昭和四十六年度利尻町簡易水道特別会計
この会計は前年度予算に比較して約一千万円の伸びを見ておりますが

昭和46年度各会計総括表

(単位千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額(当初予算)	比較
一般会計	379,880	255,245	124,635
特別会計			
国民健康保険	69,995	59,431	10,504
簡易水道事業	63,994	-	63,994
企業会計			
国民健康保険施設(収益的収入)	104,254	98,705	5,549
砕石事業会計	61,500	54,664	6,836
合計	679,563	468,045	211,518

昭和四十六年度より新たに設けられた会計ですが六千三百九十九万で、杵形地区の第一期工事を行ないます。

そのほか可決された予算は、つぎのとおりです。

- ▼昭和四十六年度利尻町一般会計補正予算(第八号)
- ▼昭和四十六年度利尻町国保事業特別会計補正予算(第一号)
- ▼昭和四十六年度利尻町国保施設事業会計補正予算(第一号)



開会中の利尻町議会

議員定数減少条例を可決

次の選挙より十八名に

予算案を除き、条例案十六件、報告案、決議案とも各一件、事件案件五件を、いずれも慎重に審議した結果、それぞれ原案どおり可決されましたが、その主なものは、次のとおりです。

▼利尻町議会議員定数条例の一部を改正する条例案

現在の町議会議員の定数は、法定数の二十二名を二名減少して二十名となっているのを、世論の動向を十分に考慮し、更に二名の減少を行なって十八名にしようとするもの。適用は昭和四十九年の選挙からです。

▼利尻町議会議員その他職員報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正

職員定数を「百一人」から「百六人」にしようとするもの。この外に総合研修センター公務補も一人増えることになりま。

▼利尻町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例案

この条例は日当、宿泊料の引上げを行ったものです。

▼利尻町有線放送電話設備助約々款の一部変更について

これは昭和四十六年以降の有線放送受信契約者の使用料を徴収しないことになったものです。

▼利尻町簡易水道設置条例

この条例は昭和四十六年度より杏形地区に簡易水道を布設しようとするもので、当事業は特別会計

を以って運営し、給水人口四、五〇〇人、一日最大給水量七三五立方米を対象としておりま。

▼利尻町小規模飲用給水条例の一部を改正する条例

▼利尻町管住宅管理条例の一部を改正する条例

この条例は当町の公営住宅家賃、飲用給水料金を引上げしたもので、飲用給水料金は月三三〇〇円に、種富町公住月二、〇〇〇円、泉町、緑町、仙法志公住月三、〇〇〇円、富野団地公住は月三、七〇〇円から五、五〇〇円までと改正になりました。

▼利尻町立診療所併設隔離病舎食費薬価徴収条例等を廃止する条例

この条例は従来伝染病などにより隔離病舎に強制入所した場合、食費と薬価の実費のみを徴収していたが廃止することになりました。

▼利尻町国民健康保険特別会計基金条例

この条例は国民健康保険療養給付費の変動などにより、財源の不足を生じたときの財源に当てるため、新しくこの基金を設置して剰余金を預託することになりました。

▼利尻町民生児童委員条例

この条例は、社会福祉及び児童福祉の増進を図り住民生活の安定のため民生児童委員を設置することになりました。

▼利尻町母子健康相談員条例

この条例は母親、乳児及び幼児の健康管理を図るため当町に母子健康相談員を設置するものです。

▼利尻町清掃条例の一部を改正する条例

この条例は清掃手数料の不均衡是正を図ったもので基本額一〇〇〇円に改正されました。

▼利尻町中小企業融資条例の一部を改正する条例

この条例は当町中小企業の振興を図るため商工業小規模事業者に対して必要な資金を融資する制度で運転貸付資金を一〇〇万円に増額するなど貸付条件の改正を行ったものです。

▼利尻町畜産振興融資条例の一部を改正する条例

この条例は当町の農畜産振興を図るため必要な資金を融資する制度で、この改正でビニールハウス骨材の購入資金ほか子子補給制度も新しく制定されました。

▼教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴なう教育委員会委員に選任については小島光男委員が再任されました。

そのほか提出された議案は次のとおりで、いずれも原案どおり可決承認されました。

▼地方公営企業法の規定による財政再建計画の変更について

▼利尻町議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例

例

▼町道の認定について

▼あたりに生じた土地の確認について

▼専決処分について(昭和四十五年年度一般会計補正予算(第七号))

出雲の神様に

一百万円の謝礼

▽北方領土日本復帰促進に関する決議について

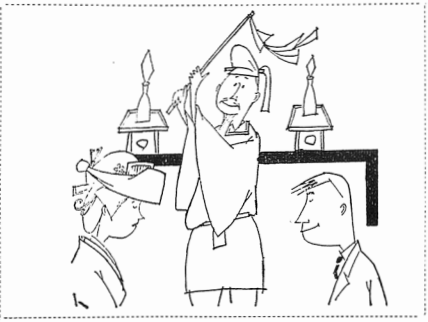
「漁村へ花嫁さんを」運動は、昭和四十一年から展開しており、利尻町では昭和四十三年から十三組のカップルが誕生しました。

このカップルには北海道知事からの記念品と利尻町長の記念品が贈られております。

町内には結婚適令期にある漁業後継者が花嫁さんをさがしております。

本町の産業基盤である水産業振興のため、漁業後継者に花嫁さんをつけてあげて下さい。

町では四月一日から縁結びから媒酌までおせわ下された方に一百万円の謝礼を贈る事にしましたので一組でも多く漁業後継者カップルを誕生させて下さい。



受ける年金が、もつと増えます

国民年金法の改正により、昨年十月から所得比例年金制度が新設されました。

この制度は「保険料をもつとつけて年金額を増して欲しい」という希望をもっている方々の強い要望にこたえて設けられた制度です。

保険料月三百五十円で通常の保険料四百五十円に上積して八百円納入することになり、この場合次のような年金額になります。

納付済期間	老令年金 (通常分)	所得比例分	合せた年金額
10年	年額 60,000円	年額 21,600円	年額 81,600円
15年	年額 72,000	年額 32,400	年額 104,400
20年	年額 84,000	年額 43,200	年額 127,200
25年	年額 96,000	年額 54,000	年額 150,000
30年	年額 115,200	年額 64,800	年額 180,000
35年	年額 134,400	年額 75,600	年額 210,000
40年	年額 153,600	年額 86,400	年額 240,000

ます。

本年四月から十年々金の支給が開始される訳ですが、日本の平均寿命も昨年、男六九・二歳、女七四・七歳と十年前に比べて五歳以上も伸びております。

こうした実情から老後に少しでも多くの年金を受けるためにもこの制度に加入されんことをお勧め致します。

なお、この制度は任意で強制ではありません。受付はいつでも役場社会係及び仙法志支所で行えます。

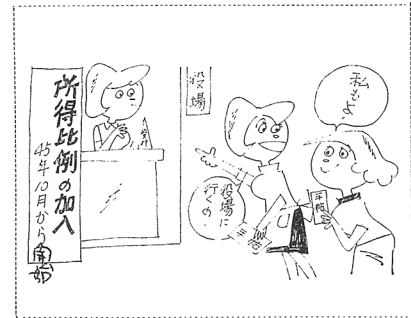
老令年金

ことしから支給

|| 該当するかたは請求を ||

ことし四月から、いよいよ国民年金の拠出制老令年金(十年年金)

納め忘れはありませんか
早くしないと大変



この最初の年金を手にすることができるかたは、明治三十九年四月二日以後に生まれたかたで六十五才に達し、国民年金に加入し、保険料を十年間納めている人です。

保険料を滞納しているかたは、年金がもらえませんので、お手もとの領収証や国民年金手帳を調べ、納め忘れの保険料はすぐに納めましょう。

また、保険料の免除を受けた人でも保険料を支払った期間と合わせて十年あれば年金を受けられますが、それに相当する分だけ年金が減らされます。いまからでも免

春の交通安全道民総ぐるみ運動

4月1日 ~ 5月1日

ことし新学期を迎え、全道で約九万人の子どもたちが元気に学校へ通うことになりました。

しかし子どもたちは通学に不慣れなこともあり、毎年交通事故によって、多くのぎせいの者が出ています。昨年の四月だけで、新入学(園)児の交通事故が三十五件発生し、死者二名、傷者三十七名にもなっています。

事故は、登下校中よりも帰宅後に多く起きており、このうち、二十九件が帰宅後の事故です。

子どもたちに、事故防止を教えることはもちろん必要ですが、家

除期間分の保険料を納めることが出来たので、有利な年金をもらうために、ぜひ追加納入するようおすすめます。

年金は、六十五才に達した翌月から支給されることになっていまして、六十五才になったかたは役場にある「国民年金老令年金裁定請求書」に記入し、国民年金手帳を添えて提出してください。

一年生を交通事故から守ろう

|| 帰宅後に多い事故 ||

庭で、お母さんがたが正しい交通知識を身につけて、子どもたちに模範を示すこともたいせつなことです。

全道一斉に四月一日から一カ月間「春の交通安全運動」の一環として「新入学(園)児を交通事故から守る運動」を次のことを重点に繰り広げることになっています。

◎新入学(園)児童に対して交通安全教育を徹底する。

◎児童や幼児を守るよう、家庭、一般に呼びかける。

◎運転者に対しては、安全運転の励行と歩行者保護を強く呼びかける。

このような運動を、わたしたち一人一人が実践し、社会の仲間入りをした子供たちの安全を守りましょう。

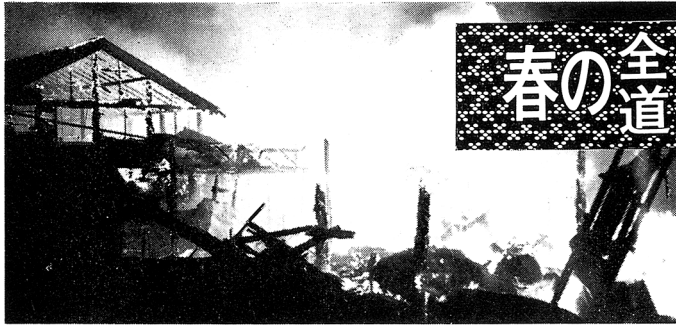
支給される年金の額は年六万円、毎年二月、五月、八月および十一月の四回に分けて、あなたの指定する銀行や郵便局などに送金されます。

また、六十歳以上のかたであれば、繰り上支給とって希望の歳から年金が支給されます。

しかし、この場合には、年金の額が減らされることになっていきます。

春の全道火災予防運動実施

自 4 月 20 日
至 5 月 19 日
30日間



煙を甘く見ず
出たら戻らず
幼児は手元に
焼死事故と一酸化炭素

本年に入ってから一挙に煙による多数の死者をだすという悲惨事が発生しており、これらの死因は八パーセント以上が一酸化炭素による中毒死である。

火災現場では、通常各種のガスが発生し、炭酸ガスや窒素ガスの有害性も重視しなければならぬが、危険性上一番問題なのは一酸化炭素で、煙にまかれて死ぬという現実には、常に一酸化炭素が主役となっております。

一酸化炭素は無色、無臭のガスで火災の際には物質の不完全燃焼によって多量に発生するが、近年はこの有害ガスを多量に放出する合成物質が普及しております。

すなわち建物の内装材料、敷物家具、什器、衣類、寝具等、合成物質による製品で、家庭内に充満している各種の日常生活用品が、すべて含まれます。

一方寒い北海道では窓や開口部を少なくし、ビニールで窓を覆うなど通気性を欠く建物が多いのは有毒ガスによる危険性を高めているのです。

中毒の主原因は一酸化炭素が血液中の血色素と結合し、酸素を運ぶ能力のない血液を形成し、軽症では頭痛、めまい、吐気の症状となりますが、一定含量を超えると脳神経の細胞を破壊し、焼死前に



意識を失ない、一酸化炭素の濃度は〇・五パーセントで短時間で死亡するといわれております。

燃焼する物質によって異なりますが、東京消防庁の実験結果によれば、発火後五分で致死量の一酸化炭素が発生しているのです、出火後のすぐが一番ガスの危険があると考えられます。

したがって死亡事故を防ぐには直ちに避難することが最も大切な心掛けです。

一酸化炭素は空気より軽いので火災現場では比較的低位所に寝かせることがよいでしょう。

一旦避難した火災現場には大切な物があっても決して戻ってはなりません。また避難口は数箇所を常に定めておくことも大切です。

「重点目標」

- 火災から命を守る

利尻町消防団本部

進級、進学と

家庭教育

子どもに自覚と希望を：

進級、進学期を迎えて、各家庭では喜びや不安の思いが入り組んでいることと思います。

わが子の成長に誇りをもち、期待をかける親の気持ちはいつの世も変わりはありません。しかし親の期待がその子の成長に合ったものかどうか考えてみるのがたいせつです。

とかく、進級や進学の時期になると、日ごろ子どものもっている希望や悩み、不安などもかえりみず、ただ勉強へと追い込みをかけ子どもに過大な期待をかける傾向がみられます。

この時期にあたって、子どもの望ましい成長のために、家庭においてはどんなことに気を配ればよいのか、考えてみたいものです。

○ これまで子どもがどう変化してきたか、どんな長所、短所をもっているか、親の立場であらためて考えてみてください。

○ この時期を機会に、ふだんから子どもの生活をじっくり観察していくことを、心に決めてほしいものです。

○ 子どもに、進級し進学したという自覚をもたせ、その子なりの自覚と希望をもたせてください。

○ 親と子が、勉強や仕事のこと、ときどき話し合おうと約束

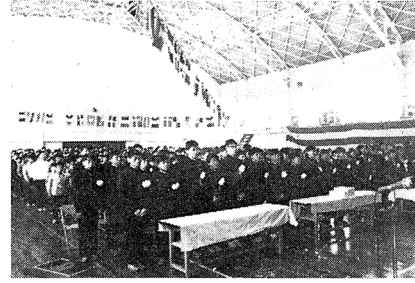
することは、新学年にふさわしく、ひじょうに有意義なことです。

○ 新学期にあたって、生活習慣（食事、あいさつ、ことばづかい、夜ふかしなど）をよりよくするため、子ども自身に反省させることがたいせつです。

○ 新しい友だちづくりには、十分気を配り、親がよい理解者になってやることです。

進級や進学を、単に、高校受験や大学受験と結んで考えることは禁物です。子どもがすすんで努力するよう、その子の能力や特性に合った励ましを忘れず、みんなが家庭教育の重要さを考えるのが、ほかならぬこの時期です。

(教育委員会)



去る3月23日 举行 沓形小学校卒業式

●おきている子どもの指導

お子さんの中には、なにかの教科がふるわなかったり、どの教科もおかれている子どもがいるもの、このようなどどもに別な教え方をしたり、ある期間別を集めて勉強を教えるなどの方法をとりたりしてきました。

新しい学習指導要領には、このようなおかれている子どもにいつそう行きとどいた指導が行なわれるようその内容などがあきらかに示されています。これは新しい学習指導要領の大きな特徴であり、特に、中学校では

新しい教育はこうなります

(その3)

必要によっては、各教科のねらっていることが失なわれない程度に、内容の一部を欠いてもよいことになっていきます。このことによって、基礎になるだいたいな内容を中心に、しっかり勉強することができるようになりました。

●子どもの進路

中学校を卒業するまでに、子どもにどんなとりえがあるか、将来どんなところに進めたらよいかなどについていろいろと心配なさいると思います。

進学させるにしても、就職させるにしても一生の問題ですか

ら、お子さんのもっている力や個性にあうところにすすむようにしてやりたいものです。また子ども自身も、「将来なにをしたいか」「今なにが好きだ」「今なにが得意だ」と将来に対する目標を持つことや、自分の長所などを自覚することはたいせつなことです。

しかし、子どもだけで自分の進路をきめるのはむずかしいことなので、学校では小学校の時から、子どもの勉強や生活のようすをおして、その学力や、趣味、興味およびどんなことについているかによって、きめ細かな指導がされてきました。

新しい学習指導要領では、このことがいっそう充実したものであるようにしてあります。(次号につづく)

去る9月5日沓形保育所の園児たちが、沓形小学校を訪れお兄さん、お姉さん方の勉強ぶりを参観、もうすぐ一年生になる勉強をしました。



町民税など引き下げ

利尻町の税率

地方税の税率は、地方団体の条例によって定められることになっています。

税率の種類も標準税率、制限税率、一定税率、任意税率の四つがあります。

たとえば固定資産税の標準税率は百分の一・四、標準税率をこえる税率で課する場合でも百分の二・一をこえて課税することは出来ないこととなっております。

利尻町では従来百分の一・七の税率で課税しておりましたが昭和四十四年度より計画に基づき〇・一づつ税率の引き下げを行ってきましたが本年度から全国の標準である百分の一・四を採用いたします。

また町民税についても従来は標準一・三倍から昭和四十五年より引き下げを行い本年度から標準一・〇倍の税率(標準課率)をつかうことになりました。

いままで他町村から転入してこられた方が「利尻町は税が高い」といわれることがあり

ましたが、これからはその苦情が解消されるわけです。

国保の保険証が更新に

—— 四月中に手続きを ——

国民健康保険の被保険者証が四月一日から更新されます。

被保険者証の更新とは、現在使用している藤色の被保険者証の使用期間が満了するためこれを回収して新しい被保険者証を交付することです。世帯主のかたは次の期間中に現在使用している被保険者証を役場に持参して必ず新しい被保険者証(クリーム色)と取り替

えるようにしてください。

係では各部落の自治会長さん宅においてこれの更新事務を行いますので今まで使用していた被保険者証と印鑑持参のうえおいで下さい。

また学生や出稼などでその人だけの被保険者証の交付を受けている場合は、その(学)の被保険者証も同じ手続が必要ですから、更新の期間内に間に合うように送付してもらうなど、早めに準備をしておいてください。更新の期間は、四月一日から四月三十日までの一カ月間です。この期間内に更新しなかった場

国保保険証が新たになります

- ふじ色の保険証は、3月末で無効に
- 新しい保険証はクリーム色
- 役場窓口で4月中に取り替えを



合は、五月一日からこれまでの被保険者証が無効となり、病院などで保険診療が受けられなくなりそうですので注意してください。また各部落に於いての更新事務日程は有線放送や回覧などでお知らせいたします。

対策事業よ

昭和45年度試験栽培事業収獲調

栽培者	区分	キヌーリ	ナス	トマト	摘要
A	1棟当り収獲量	1,200kg	90.8kg	437.5kg	外に苗代20,000円あり
	収獲金額	96,000円	6,810円	50,312円	
B	〃	919.5kg	117.5kg	241.3kg	
	〃	73,560円	8,812円	27,749円	
C	〃	937.6kg	88.3kg	321.4kg	
	〃	75,000円	6,622円	36,961円	
平均	〃	1,019kg	99kg	333kg	
	〃	81,520円	7,425円	38,295円	

(注) 1. 本表は1棟長さ25m×巾5m=125㎡(約40坪)のうち面積を配分しこの収獲量及び金額を1棟当りに換算したものです。
2. 金額は販売店の卸単価を乗じたものです。

試験事業の結果から

ビニールハウス栽培 今後を期待!!

島内に於ける野菜類の完全自給を図る目的で、昭和四十四年度から二ヶ年にわたり試験事業を実施したところであり、初年度は既報(昭和四十四年十二月号)の通りハウスの耐用性、品種毎の適温の保持、土地条件等初歩の試験として実施の結果、

移入品に劣らぬ見事な作物が島内でも栽培されることが実証されたわけです。

更に、二年目である今年度の方針として、将来の経営的資料を得るため二、三品種に制限し実施したところ、例年に見られない豪雨の影響で播種時期が遅れたため、開花時期に天候不順が合致し疫病の発生が見られ、このため三、四割の減収が推定される結果となりましたが、後半に於ても栽培者の日夜果敢な研究心によって、目的を達成し、試験を終了したわけ

- 一、島内におけるビニールハウス経営は、積極的な経営方法(トンネルハウス導入等により背丈の低い高級野菜の栽培等が考えられる)により一層の経営安定が期されるものと思われる。
- 二、品種については、キヌーリ、トマト及び苗作りに限られるものとされた。
- 三、ハウス設置個所として、住宅附近の土地が適当であり、強風地帯に於いては防風柵等の工夫が必要と思われる。
- 四、ビニールハウスからの生産物は「新鮮さと美味」の点で移入品に劣らず販路も確保されるものと思われる。
- 五、施設の改良、古材の利用等により一人当り二、三棟の経営で漁家主婦の副業として期待出来るものとして奨励する。



運転資金等の貸付限度を 百万円以内に引上げ

中小企業融資制度の一部を改正

これは地元小規模商工業者の必要な資金を貸付する制度です。

北海道信用保証協会 地元金融機関の協力によって、保証が付くことにより貸付者の範囲を広げることが目的として設けたものです。この度次のように一部改正が行われましたが、五十万円以上の融資を受ける場合には、調査日数も多少要することになりますので、申込み窓口である商工会

ビニールハウス骨材の購入 資金にも融資!

畜産振興融資制度の一部改正について

畜産業を営む方の為の本制度は家畜(仔牛、にわとり、仔猪、綿羊)の購入及び畜舎施設(新築、改良外)に要する資金を金融機関の協力を得て融資されるもので今度次のように改正されました。

一、今迄の畜産に農業も加え「農畜産……」に改め、ビニールハウス骨材の購入に要する資金も該当することとなった。

二、本制度が発足された昭和四十四年度に、逆り及び今後融資を受けた場合、利子の補給を年三%行うこととなった。

尚融資を受ける場合の申込みは役場及び金融機関で行っており、詳しくは産業課へお尋ね下さい。

緑の郷土を築くため
造林を進めよう!

造林から生産にいたるまで長い歳月を要するため仲々馴じみ難い。

現在造林事業に対して道からの補助金に町では更に補助金の加算(いずれも一反歩以上)を行っており最近の苗木代値上げに伴い補助金額の改正を次の通り行いました。

概要 一般造林(一反歩以上)
一町歩当り 一八、〇〇〇円
二七、〇〇〇円
記念造林(一反歩以上)
二一、〇〇〇円
三〇、〇〇〇円(出生記念、入学記念、結婚記念)

その他森林組合が事業を行っておりますので、造林についての相談は産業課へご連絡下さい。

利尻町産業振興

別表(一)

事業名	事業量	事業費	国道費補	町費助	漁組助	負担
あわび種苗 移植事業	26,100粒	797,800	135,000	159,000	503,800	
投石(コンクリートブ ロック)事業	1,800個	2,424,000	2,020,000	202,000	202,000	
岩礁爆破	9,537.2m ³	12,663,060	10,550,000	1,055,000	1,055,000	
こんぶ養殖施設々置	120台	3,555,691	2,478,000	355,000	722,691	
漁船漁具保全施設	捲揚機2台 機械庫2棟	1,860,000	930,000	93,000	837,000	
計		21,300,551	16,113,000	1,864,000	3,320,491	

別表(二)

事業名	件数	金額	町費補助	漁組補助	個人負担	個人負担の うち近代化 資金借入
乾燥機導入事業	407	24,897,400	2,489,740	2,489,740	19,917,920	3,532,000

改良底建網漁業試験事業補助金 200千円のほか漁獲共済(動力船)奨励のための助成等も行ないました。

別表(三)

資金区分	資金使途	された(されている) 貸付金額	利尻町が利子補給した 金額
特認資金	漁船買取資金	13,506,000	137,720
1号資金	漁船買取・いか釣設備 漁船建造・機関換装資金	11,120,000	26,880
2号資金	乾燥機導入資金	13,829,000	26,097
3号資金	自動車購入資金	1,000,000	2,495
4号資金	漁網購入資金	500,000	397
計		39,955,000	193,589

このほか近代化資金を取扱った漁組に対して、利尻町が5%の奨励金を交付しています。



沈設中の投石
(コンクリートブロック)

乾燥機導入事業など

町費五百万円余助成

昭和四十五年度の水産関係事業で構造改善対策事業として実施したものは別表(一)の通りです。その他に新規事業として実施したものに、近代化事業として乾燥機の導入 一、試験事業として改良底建網事業 一、漁業近代化資金の利子補給等があります。

◎乾燥機導入促進奨励事業
ワカメ、昆布、スルメ等の乾燥

昭和四十五年度の水産関係事業で構造改善対策事業として実施したものは別表(一)の通りです。その他に新規事業として実施したものに、近代化事業として乾燥機の導入 一、試験事業として改良底建網事業 一、漁業近代化資金の利子補給等があります。

◎改良底建網漁業試験事業
昨年春秋二回仙法志、杏形両地

区に於て試験操業を実施したところ、周年操業の可能性、共同経営方式による着業は一応採算の目途がついております。

◎漁業近代化資金利子補給
この制度については昭和四十五年四月二十日発行の公報「りしり」に掲載されております。簡単に申し上げれば皆さんが漁業の近代化を促進し漁業経済の安定を図るために必要な漁船の取得、建造、改造資金あるいは漁具の購入資金を長期かつ低利にしかも円滑に融資を受けられる様にしたものです。皆様が借入する利子に対し、道が最高三分町が五厘利子の補給をしている訳です。

従って皆様が借入する利子は資金使途によっては五分五厘で借入出来る制度になっておりますのでご利用下さい。

四十六年度においても補給する予定です。

四十五年度において利尻町が利子補給した額は別表(三)の通りです

飛沫をあげる岩礁爆破事業

